

平成十年一月十六日提出
質問 第二一 号

手話通訳等による公正証書遺言に関する質問主意書

提出者 坂上 富男

手話通訳等による公正証書遺言に関する質問主意書

聴覚や言語に障害がある人達が遺言を、公正証書にすることについては現行法上は不可能であるとされてきた。この点についての不当性については、衆議院法務委員会で指摘され速やかな法改正を要望され、関係者からも改正のための努力が続けられてきたところであるが、当局は現民法上止むを得ない事であると答弁して今日に至った。最近「結果として障害がある人達に不利益がある」として、下稲葉法務大臣は手話、筆談により公正証書遺言を作成できるよう、民法改正を指示されたとの事である。質問者としては、この対応については大賛成するものであるが、この観点に立って次の質問をする。

- 一 この点に関する民法改正にあたっては、法制審議会に意見を求めるのか。
- 二 求めるとすれば、いつ頃これを求め、いつ頃答申を求めるものか。
- 三 民法改正の要点は、どのようになるか。
- 四 民法改正の国会提出は、いつ頃の見通しになるか。速やかなる提出を期待する。

右質問する。